

定 期 監 查

目 次

定期監査結果報告書

第1	監査の対象	1
第2	監査の期間及び対象部局等	1
第3	監査の方法	2
第4	監査の結果	2
	指摘事項の内訳	3
	共通事項	5
	各課個別事項	8
	議会事務局	
	庶務課，議事調査課	8
	こども未来部	
	こども政策課	9
	子育て給付課	9
	子ども育成課	9
	母子保健課	9
	子ども家庭支援センター	9
	保育幼稚園課	10
	商工観光部	
	産業政策課	12
	商業振興・外商支援課	12
	観光企画課	13
	観光魅力創造課	13
	公営事業課	13
	農林水産部	
	農林水産課	14
	鏡地域振興課	14
	土佐山地域振興課	16
	春野地域振興課	16
	耕地課	17
	市場課	17
	都市建設部	
	都市建設総務課	18
	技術監理課	19
	都市計画課	19

市街地整備課	20
建築指導課	20
住宅政策課	20
公共建築課	21
みどり課	21
道路管理課	22
道路整備課	22
河川水路課	22
会計管理者	
出納課	23
上下水道局	
企画財務課	24
総務課	24
技術監理課	24
お客さまサービス課	24
管路管理課	24
水道整備課	25
浄水課	25
下水道整備課	26
下水道施設管理課	26
教育委員会事務局・教育機関	
教育政策課	27
学校教育課	27
学校環境整備課	28
青少年・事務管理課	29
人権・こども支援課	30
図書館・科学館課	30
教育研究所	30
少年補導センター	30
商業高等学校	31
江ノ口小学校	33
江陽小学校	33
一ツ橋小学校	33
小高坂小学校	33
秦小学校	33
初月小学校	33
久重小学校	33
泉野小学校	33

城北中学校	34
愛宕中学校	34
城東中学校	34
義務教育学校土佐山学舎	34
公平委員会事務局	35
選挙管理委員会事務局	35
農業委員会事務局	35
固定資産評価審査委員会事務局	35

高知市監査委員定期監査等結果に係る取扱基準

区分	評価の基準
指摘	<p>次の事項に該当し、改善等を要するもので、監査委員が、措置通知を求めることが必要であると認めるもの</p> <p>(1) 法令等（条例，規則，要綱，要領，基準等を含む。以下同じ。）に違反する事務手続で、市又はその他の者に損害を与え、又は与えるおそれのあるもの</p> <p>(2) 正確性，経済性，効率性，有効性等に欠如又は疑義があり、改善等を要する事務手続</p> <p>(3) 行財政運営，内部統制及びリスク管理の面で改善等を要する事務手続</p> <p>(4) 事務手続上の誤りであるが常態化しており、何らかの改善を要するもの</p> <p>(5) その他、監査委員が、指摘事項とすることが必要であると認めるもの</p>
指導	<p>指摘の(1)から(4)までに掲げるもののうち、事務手続上の軽微な誤り等のほか、監査委員が、指導することが必要であると認めるもの</p>
意見	<p>(1) 経済性，効率性及び有効性並びに内部統制の観点から検討する必要があると認めるもの</p> <p>(2) その他監査委員が、特に要望する必要があると認めるもの</p>
勧告	<p>定期監査等の結果に関する報告のうち、監査委員が、議会，長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認めるもの</p>

7 重高監第 1 号

令和 7 年 4 月 11 日

高知市長 桑 名 龍 吾 様
高知市議会議長 平 田 文 彦 様

高知市監査委員 細 川 哲 也
高知市監査委員 金 子 努
高知市監査委員 長 尾 和 明
高知市監査委員 浜 口 佳 寿 子

令和 6 年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査を実施し、
同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出し
ます。

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施した。ただし、補助金等交付事務については主として前年度に係るものとし、その他の事務については必要と認めたときは過年度に係るものについても遡及して監査を実施した。

第2 監査の期間及び対象部局等

以下の部局等を対象として、監査を実施した。

期区分	対象部局等		対象期間	監査実施期間
第1期	議会事務局	庶務課, 議事調査課	令和6年4月1日～ 令和6年6月30日	令和6年9月2日～ 令和7年3月27日
	農林水産部	農林水産課, 鏡地域振興課, 土佐山地域振興課, 春野地域振興課, 耕地課, 市場課		
	会計管理者	出納課		
	行政委員会	公平委員会事務局, 選挙管理委員会事務局, 農業委員会事務局, 固定資産評価審査委員会事務局		
第2期	こども未来部	こども政策課, 子育て給付課, 子ども育成課, 母子保健課, 子ども家庭支援センター, 保育幼稚園課	令和6年4月1日～ 令和6年7月31日	令和6年10月1日～ 令和7年3月27日
	商工観光部	産業政策課, 商業振興・外商支援課, 観光企画課, 観光魅力創造課, 公営事業課		
	教育委員会事務局・ 教育機関※	教育政策課, 学校教育課, 学校環境整備課, 青少年・事務管理課, 人権・こども支援課, 図書館・科学館課, 教育研究所, 少年補導セン ター, 商業高等学校, 江ノ口小学校, 江陽小学 校, 一ツ橋小学校, 小高坂小学校, 秦小学校, 初月小学校, 久重小学校, 泉野小学校, 城北中学校, 愛宕中学校, 城東中学校, 義務教育学校土佐山学舎		
第3期	都市建設部	都市建設総務課, 技術監理課, 都市計画課, 市街地整備課, 建築指導課, 住宅政策課, 公共建築課, みどり課, 道路管理課, 道路整備課, 河川水路課	令和6年4月1日～ 令和6年9月30日	令和6年12月3日～ 令和7年3月27日
	上下水道局	企画財務課, 総務課, 技術監理課, お客さまサ ービス課, 管路管理課, 水道整備課, 浄水課, 下水道整備課, 下水道施設管理課		

※教育機関は、公民館及び自由民権記念館を除く。以下「教育機関」も同様とする。

第3 監査の方法

当年度は、「令和6年度年間監査計画」及び「令和6年度定期監査実施計画」に基づき、監査の対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているかどうかを基本とし、「補助金等」及び「委託契約等の検査検収」については、特に重点項目として監査した。

監査に当たっては、原則として部局等単位で実施し、高知市監査基準に準拠し、監査対象部局等から提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって監査した。

また、監査対象部局長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行うとともに、必要に応じて現地に出向き監査を実施した。

なお、議会事務局の一部の事務の監査については、地方自治法第199条の2の規定により長尾和明監査委員及び浜口佳寿子監査委員を除斥した。

第4 監査の結果

前述のとおり監査を実施した限り、重要な点において、対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、後述のとおり一部に改善又は検討を要する事項が認められた。

これらについては、その内容を十分に検討し、速やかに必要な措置を講ずるなど、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。

また、監査の過程において、事務手続上の軽微な誤り等が見受けられたが、指導事項（155件）として別途各部局長等に通知し、又は口頭で指導等を行っているので、留意されたい。

指摘事項の内訳

事務区分別

事務区分	件数	主な内容	掲載頁
決裁事務	5		
決裁	4	決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの	16, 27, 30, 31
決裁, 公印の使用	1	決裁並びに公印使用に係る審査及び照合を要する事務の執行を適正にしていないもの	20
収入事務	6		
現金の収納	2	収納金の出納事務を適正にしていないもの	10, 12
領収証書関係綴	1	領収証書関係綴の受払いを適正にしていないもの	23
収入証紙	1	収入証紙の消印を適正にしていないもの	14
納期限	1	徴収事務の委託契約に関する事務手続を適正にしていないもの	18
その他	1	納期限を超過した都市公園使用料に係る督促状を発していないもの	21
支出事務	3		
財務帳票等	1	事務手続上の誤りが常態化しており改善を要するもの	31
その他	2	歳出予算の流用を伴う予算執行決定を適正にしていないもの	18, 29
契約事務	9		
特命随意契約	1	契約の競争性を確保すべきもの	32
契約の締結	3	契約締結に関する事務手続を適正にしていないもの	19, 24, 30
契約書, 完了検査	2	契約に関する事務手続を適正にしていないもの	25, 26
完了検査	1	委託業務の完了検査を適正にしていないもの	9
その他	1	再委託の承諾に関する事務手続を適正にしていないもの	19
	1	請書の契約金額の記載が誤っているもの	12
補助金等交付事務	10		
交付決定	1	交付申請期日を過ぎて申請されているもの	21
	1	補助金の交付決定前に補助対象事業が開始されているもの	29
概算払	1	補助金の概算払に関する事務手続を適正にしていないもの	8
	1	補助金の交付決定と同時に概算払の決定をしているもの	22
実績報告	4	補助金の実績報告の審査を適正にしていないもの ※	10
	1	交付金の実績報告の審査を適正にしていないもの	14
その他	1	補助事業の執行が適切でないもの	15
人事に関する事務	2		
旅費	2	旅費の算定を適正にしていないもの	25, 32
財産管理事務	3		
施設管理	2	施設の使用許可に関する事務手続を適正にしていないもの	15, 16
備品管理	1	学校における備品の処分手続を適切に周知していないもの	28
その他の事務	0		
総計	38		

※ 過少交付2件, 過大交付2件 計4件

対象部局等別

対象部局等		件数	決裁事務	収入事務	支出事務	契約事務	補助金等 交付事務	人事に関 する事務	財産管理 事務	その他の 事務
議会事務局	議会事務局	1					1			
部局等計		1	0	0	0	0	1	0	0	0
こども未来部	こども政策課	0								
	子育て給付課	0								
	子ども育成課	0								
	母子保健課	1				1				
	子ども家庭支援センター	0								
	保育幼稚園課	5		1			4			
部局等計		6	0	1	0	1	4	0	0	0
商工観光部	産業政策課	0								
	商業振興・外商支援課	2		1		1				
	観光企画課	0								
	観光魅力創造課	0								
	公営事業課	0								
部局等計		2	0	1	0	1	0	0	0	0
農林水産部	農林水産課	1		1						
	鏡地域振興課	3					2		1	
	土佐山地域振興課	0								
	春野地域振興課	2	1						1	
	耕地課	0								
	市場課	0								
部局等計		6	1	1	0	0	2	0	2	0
都市建設部	都市建設総務課	3		1	1	1				
	技術監理課	0								
	都市計画課	1				1				
	市街地整備課	0								
	建築指導課	0								
	住宅政策課	2	1				1			
	公共建築課	0								
	みどり課	2		1			1			
	道路管理課	0								
	道路整備課	0								
河川水路課	0									
部局等計		8	1	2	1	2	2	0	0	0
会計管理者	出納課	1		1						
部局等計		1	0	1	0	0	0	0	0	0
上下水道局	企画財務課	0								
	総務課	0								
	技術監理課	0								
	お客さまサービス課	0								
	管路管理課	2				2				
	水道整備課	1						1		
	浄水課	0								
	下水道整備課	1				1				
	下水道施設管理課	0								
部局等計		4	0	0	0	3	0	1	0	0
教育委員会 事務局・ 教育機関	教育政策課	1	1							
	学校教育課	0								
	学校環境整備課	1							1	
	青少年・事務管理課	2			1		1			
	人権・子ども支援課	1	1							
	図書館・科学館課	0								
	教育研究所	1				1				
	少年補導センター	0								
	商業高等学校	4	1		1	1		1		
	小中学校等 12校	0								
部局等計		10	3	0	2	2	1	1	1	0
行政委員会	公平委員会事務局	0								
	選挙管理委員会事務局	0								
	農業委員会事務局	0								
	固定資産評価審査委員会事務局	0								
部局等計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計		38	5	6	3	9	10	2	3	0

共通事項

1 総括的事項

当年度の定期監査においても、出納事務や決裁事務などの基本的な事務執行に適正を欠く指摘事項が見受けられたほか、連年の指摘にもかかわらず事務が見直されていないものも見受けられた。

これらの指摘事項の多くは、課員や上席者の適切な内部チェックにより、決裁過程で誤りを是正することが十分に可能であるものも多く見受けられたことから、内部統制が十分に機能していないと認められ、組織内で違法行為や不正などが行われないう、職員の意識改革を含め、さらなる内部統制の充実に努められるよう強く望むものである。

定期監査における指摘事項については、単に事務手続上の誤りを是正するだけでなく、事務の適正化や業務の効率化に資するため、その原因分析を行い、再発防止に向けた措置を速やかに講じるよう取り組まれない。

2 重点項目

(1) 補助金等について

補助金等については、令和5年度定期監査結果報告書の重点項目において、「交付に係る審査」、「概算払の必要性の確認」等に関する意見を述べて適正な事務執行を要請していたところであるが、当年度においても次のとおり交付申請や実績報告の審査を適正・適切にしていないものや概算払の事務手続が適正・適切でないものなど、改善等を要する事態が多数見受けられた。

- ア 交付申請期日を過ぎて申請されているもの
- イ 交付決定前に補助対象事業が開始されているもの
- ウ 概算払に際し意思決定を経ることなく補助金を交付しているもの
- エ 交付決定と同時に概算払の意思決定をしているもの
- オ 実績報告の審査が不十分であったことから交付金額が過少又は過大となっているもの
- カ 実績報告書の添付書類に不備や誤りが多数あったにもかかわらず、訂正を求めているもの
- キ 補助事業の執行が適切でないもの

補助金等については、平成28年度定期監査結果報告書の特記事項において、統括する部署を明確にし、当該部署を中心に、連年の指摘が続いている原因を分析するとともに、実務マニュアルの作成や事務担当者に対する研修による事務処理の均一化、組織的なチェック機能の強化など、事務の適正化に向けた具体的な改善策について、早急に検討するよう求めていたところであるが、補助金等に関する指摘事項が連年みられることから、十分に対応がなされているとは認められない状況である。

補助金等については、恣意的な交付を排除し、公正、公平で透明な補助金行政を行うためにも、関係法令、補助金等の交付に関する条例、高知市補助金等交付基準、補助金交付要綱等に基づき、より適正な事務執行に努められるとともに、事務の適正化に向けた具体的な改善策を改めて検討されたい。

なお、当年度は行政監査においても「補助金等の交付事務について」をテーマとして監査を実施したので、行政監査結果報告書についても参照されたい。

(2) 委託契約等の検査検収について

委託契約等の検査検収については、令和5年度定期監査結果報告書の特記事項において、「50万円を超えない業務委託契約等における検査履行確認」、「検査検収日」等に関する意見を述べて適正な事務執行を要請していたところであるが、当年度においても次のとおり改善等を要する事態が見受けられた。

- ア 50万円を超える委託業務について完了報告書の提出を求めておらず、検査調書を作成していないもの
- イ 業務実施報告書に業務の実施内容が適切に記載されていないもの

また、事務手続上の軽微な誤り等として「指導事項」としているものの、検査調書や紙請求書等の余白に検査検収日を適切に記載していないなどの事態も多数見受けられた。

業務委託等における検査事務については、契約規則等に基づき、より適正な事務執行に努められたい。

3 特記事項

(1) 市民等要望処理表について

市民等要望処理表による事務手続については、令和4年度及び5年度定期監査結果報告書の個別事項において、それぞれ「予定価格の算定根拠を明確にしていないもの」、「契約の競争性を確保すべきもの」について指摘をしていたところであるが、当年度においても次のとおり改善等を要する事態が見受けられた。

- ア 高知市市民等要望処理表等の作成を失念し、決裁権者の決裁を受けることなく発注しているもの
- イ 事務事業執行管理取扱方針に定める市民等要望処理表の様式例とは異なる独自様式を使用していたことにより、決裁権者の決裁を受けることなく発注しているもの
- ウ 市民等要望処理表により処理した修繕等について、契約の競争性を確保することなく、特命随意契約により契約を締結しているもの
- エ 財務会計システムの支出負担行為書等に登録すべき市民等要望処理表を登録していない事態が常態化しているもの

また、事務手続上の軽微な誤り等として「指導事項」とはしているものの、市民等要望処理表の様式の不備により、本来別々に行われるべき見積依頼と契約締結に係る意思決定を同時に行っている事態が多数見受けられた。

市民等要望処理表については、過去の不正事件の原因究明や再発防止策をまとめ、適正な事務執行を図ることを目的として平成16年1月に高知市事務事業執行管理取扱方針及び事務事業執行管理マニュアル（以下「取扱方針等」という。）によって作成が定められ、事前決裁の徹底、チェック体制の確立を図るとされている。

しかし、取扱方針等が作成されてから20年以上が経過しており、市民等要望処理表に関する不適切な事態が多数見受けられていることから、取扱方針等に基づく事務手続について十分に理解されていないと認められるものである。

市民等要望処理表による事務手続については、取扱方針等に基づき、より適正な事務執行に努めるとともに、行政改革推進課においては、適正な事務執行が図られるよう取扱方針等の周知を徹底されたい。

(2) 委託業務等の再委託承諾手続について

委託業務等の再委託承諾手続について、再委託先が未定のまま再委託承諾書を交付している事態が見受けられた。また、事務手続上の軽微な誤り等として「指導事項」とはしているものの、再委託先について暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書の提出を求めている事態や、再委託承諾手続に不備がある事態が連年のように見受けられている。

契約課作成の業務委託契約書及び行政改革推進課作成の管理運営に関する基本協定書のひな型によれば、委託業務等の再委託は原則禁止とされており、あらかじめ書面により承諾を得た場合に例外的に許されるとされているが、その手続の方法を定める運用マニュアル等は整備されておらず、再委託に当たって必要な事務手続について十分に理解されていないと認められるものである。

委託業務等の再委託承諾手続については、契約書等に基づき、より適正な事務執行に努めるとともに、契約課及び行政改革推進課においては、各課において適切に行われるよう事務手続の方法を明確にし、周知されたい。

(3) 保険契約の事務手続について

保険契約の事務手続について、見積書の保険内容を十分に確認しなかったことから、見積依頼書の内容と異なる内容で契約している事態や、必要な補償内容を満たしていない契約となっている事態が見受けられた。

保険契約の補償内容が適切でない場合には、必要とする保険金が支払われないなどのリスクを生じさせることになり、高額な補償金を市が負担することとなるおそれがある。

過去には所管施設の火災保険の加入を怠っていた期間に実際に火災が発生したことで多額の費用負担が必要となった事例もあるため、その事務手続については、リスクの高さを認識し、より慎重に行わなければならない。

保険契約の事務手続については、契約規則等に基づき、より適正な事務執行に努めるとともに、契約課においては、より適正な事務執行が図られるよう各課等に周知されたい。

各課個別事項

議会事務局

庶務課，議事調査課

1 補助金の概算払に関する事務手続を適正にしていないもの

令和5年度高知市議会観光振興議員連盟活動補助金について、概算払に関する事務手続を適正にしていない事態が見受けられた。

本件補助金は、議会における観光振興の推進に関する調査研究等の活動の活性化を図り、もって本市の観光振興に寄与することを目的に、高知市議会観光振興議員連盟に対して調査研究等の活動に要する経費の一部を補助するものであり、補助対象団体から資金運営上等の理由により、補助金交付決定額と同額の700,000円の概算払請求書が提出されているものであるが、当該概算払に際し、意思決定を経ることなく全額を交付しているものである。

補助金は、完了払が原則とされている一方、本件補助金交付要綱第12条第1項によれば、市長は、補助事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができることされており、例外として概算払が規定されている。

また、公文書管理規程第9条第1項によれば、意思決定に至る過程並びに同部局の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないとされていることから、概算払については、概算払を必要とする理由、交付時期及び交付額等が適正・適切かどうか慎重かつ十分に審査した上で交付額及び交付時期に係る意思決定を行うなど、その過程を検証することができるようにしておく必要がある。

補助金の概算払については、事務手続を適正に行われたい。

こども未来部 こども政策課

指摘事項なし

子育て給付課

指摘事項なし

子ども育成課

指摘事項なし

母子保健課

1 委託業務の完了検査を適正にしていないもの

契約金額が50万円を超える母子手帳アプリサービス運用保守業務の委託契約について、完了検査を適正にしていない事態が見受けられた。

所管課は、本件委託契約に基づく業務の履行を直接又は任意の報告等により確認していたものであるが、業務完了報告書の提出を求めておらず、また、検査調書を作成していないことから、受託者が実施した業務内容が仕様条件等に適合し、かつ、履行が完了していることをどのように確認したのか、文書によって合理的に跡付け、又は検証することができないものである。

契約規則第53条第1項によれば、給付内容等に係る検査を完了したとき又は完済前に代価の一部を支払う必要があるときは、検査調書を作成しなければならないとされており、同条第2項に定める場合を除き、その作成を省略することはできないとされている。

委託業務の完了検査については、適正に行われたい。

子ども家庭支援センター

指摘事項なし

保育幼稚園課

1 収納金の出納事務を適正にしていないもの

現金で収納する保育料について、出納事務を適正にしていない事態が見受けられた。

会計規則第85条第1項等によれば、出納員は、毎日の収納額を現金出納簿に記載した後、納入済通知書及び現金出納日報を所属長に提出し、出納員にあつては直接、現金払込書によって本市の指定金融機関等へ、収納した当日又は翌日に払い込むものとされている。

収納金の出納事務については、同規則等に基づき適正に行われたい。

- (1) 現金を収納した出納員とは別の出納員が金融機関に払込手続をしているもの
- (2) 収納金の払込みを1週間程度遅延しているもの

2 補助金の実績報告の審査を適正にしていないもの

令和5年度産休等代替職員雇用費補助金について、実績報告の審査を適正にしていない事態が見受けられた。

本件補助金は、社会福祉施設に勤務する職員が出産等により長期間にわたって継続する休暇を必要とするため、当該職員の福利厚生を図るとともに施設入所等の処遇の正常な実施を確保することを目的に、代替職員を雇用した社会福祉施設に対し、産休等代替職員の雇用に係る経費の一部を補助するものである。

本件補助金交付要綱によれば、産休代替職員雇用の補助対象期間は、出産予定日の6週間（当該経営主体の規則等でこれより長い産前の休業期間を定めているときは8週間、多胎妊娠の場合であつては10週間の範囲内）前の日から出産後6週間（当該経営主体の規則等でこれより長い産後の休業期間を定めているときは8週間の範囲内）を経過する日までの期間、病休代替職員雇用の場合は、病休開始後30日経過した日（31日目）から60日又はその範囲内で勤務が可能となるまでの期間とされており、有給休暇については、市が臨時職員に付与する日数に準じ、補助の対象となるとされている。また、交付金額の算定に当たっては、同交付要綱に基づき雇用した代替職員が補助対象期間内で施設に実際に勤務した日数を用いなければならないとされている。

補助金は、補助目的及び補助対象経費に限定して交付されるものであることから、交付額について慎重に審査する必要がある。

しかし、本件補助金について監査したところ、補助対象者から提出された実績報告に誤りがあったこと、所管課の審査が十分でなかったことなどから、下記のとおり、過少交付2件（計63,500円）、過大交付2件（計64,900円）が見受けられた。

- (1) 実績報告書に添付された事業収支精算書に記載の産休代替職員の補助対象勤務日数について出勤簿を確認すると、勤務日数は有給休暇5日を含めた計77日にもかかわらず、誤って72日と記載されていた。しかし、所管課は交付決定額と同額の621,700円で補助金額の確定を行ったため、交付額が46,400円過少となっているもの
- (2) 実績報告書に添付された事業収支精算書に記載の病休代替職員の補助対象勤務日数について確認すると、補助対象勤務日は病休開始後30日が経過した日以降とされているにもかかわらず、誤って30日が経過していない日を含めていた。しかし、所管課は交付決定額と同額の1,419,600円で補助金額の確定を行ったため、交付額が60,300円過大となっているもの

- (3) 実績報告書に添付された事業収支精算書に記載の産休代替職員の補助対象勤務日数について確認すると、閏年であることを失念して計算したことにより誤った勤務日数が記載されていた。しかし、所管課は交付決定額と同額の296,900円で補助金額の確定を行ったため、交付額が4,600円過大となっているもの
- (4) 実績報告書に添付された事業収支精算書に記載の産休代替職員の補助対象勤務日数について出勤簿を確認すると、勤務日数は有給休暇2日を含めた計62日にもかかわらず、誤って60日と記載されていた。しかし、所管課は交付決定額と同額の514,200円で補助金額の確定を行ったため、交付額が17,100円過少となっているもの

補助金の実績報告の審査については、適正に行われたい。

なお、過少交付分については、前年度に交付決定をしているため追加交付することはできないが、過大交付分については、令和7年2月までに返還されている。

商工観光部
産業政策課

指摘事項なし

商業振興・外商支援課

1 収納金の出納事務を適正にしていないもの

現金で収納する街路市使用料について、出納事務を適正にしていない事態が見受けられた。

本件使用料に係る現金出納簿等について確認したところ、記載や訂正方法が適切でないものが多数見受けられた。また、納入通知書・領収書について確認したところ、現金で収納した街路市使用料を課内で保管したまま、指定金融機関等への払込みを遅延しているものも多数見受けられ、事務手続に改善等を要すると認められるものである。

会計規則第133条によれば、帳簿等記載の原則が定められており、帳簿等の記載については同条各号によらなければならないとされており、また、会計規則等によれば、出納員は毎日の収納額を現金出納簿に記載した後、現金払込書によって本市の指定金融機関等へ、収納した当日又は翌日に払い込むものとされている。

現金の出納において証拠書類及び帳簿との照合を行うことは会計事務の基本であることから、現金の出納に関する帳簿等の記載については、同規則や「日常業務のてびき」などに基づき適正に行い、併せて、収納金については、同規則等に基づき収納後速やかに払い込むよう徹底されたい。

- (1) 街路市占用券（控）に記載した領収日が誤っているもの
- (2) 未発行となった街路市占用券及び同（控）に無効の表示をしていないもの（2件）
- (3) 現金出納簿及び調定兼徴収簿の摘要欄の氏名を誤記しているもの（2件）
- (4) 現金出納簿の残欄の金額を誤記しているもの
- (5) 現金出納簿に記載した金融機関への払込日が誤っているもの
- (6) 調定兼徴収簿の収納印欄に記載した公金日が誤っているもの
- (7) 調定兼徴収簿の公金日の訂正方法が適切でないもの（2件）
- (8) 収納金の払込みを遅延しているもの（8件）

2 請書の契約金額の記載が誤っているもの

受託者から提出された請書の契約金額の記載が誤っている事態が見受けられた。

本件は、受託者から提出された「こうちプレミアム」ロゴマークに係る商標登録業務の請書に記載された契約金額について、誤って契約金額から所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額が差し引かれた額が記載されているものである。

請書の契約金額の記載については、確認を適正に行われたい。

観光企画課

指摘事項なし

観光魅力創造課

指摘事項なし

公営事業課

指摘事項なし

農林水産部
農林水産課

1 収入証紙の消印を適正にしていないもの

境界立会手数料の収入に際し、申請書に貼付された収入証紙の消印をしていない事態が見受けられた。

収入証紙の消印は、手数料が徴収済みであることを示すとともに、当該収入証紙の再使用を防止することが目的であり、収入証紙条例施行規則第4条第1項によれば、当該収入証紙を貼り付けた申請書等又は証紙はりつけ書を受理した職員は、その紙面と証紙の彩紋とにかけて明瞭に消印しなければならないとされている。

収入証紙の消印は、同規則に基づき適正に行われたい。

鏡地域振興課

1 交付金の実績報告の審査を適正にしていないもの

令和5年度林道等保全活動支援事業費交付金について、実績報告の審査を適正にしていない事態が多数見受けられた。

本件交付金は、本市が管理する林道、基幹作業道及び作業道について、路網の機能強化を促進するとともに、林道等災害の未然防止を図ることを目的に、林道等の保全活動を行うものに対し交付金を交付するものであるが、実績報告の審査に当たり提出された実績報告書の添付書類に不備や誤りが多数あったにもかかわらず、訂正を求めることなくこれを受理し、交付金額の確定を行ったものである。

交付金の実績報告の審査については、適正に行われたい。

- (1) 実績報告書に添付されている事業実績書に必要事項が記載されていないもの（5件）
- (2) 実績報告書に添付されている写真に不備があるもの（9件）
- (3) 実績報告書に添付されている事業実績書が鉛筆で記載されているもの（6件）
- (4) 実績報告書に添付されている事業実績書の訂正方法が適切でないもの（10件）

2 補助事業の執行が適切でないもの

令和6年度危険木伐採除去事業費補助金について、事業の執行が適切でない事態が見受けられた。

本件は、補助対象者である高知市森林組合が申請した同補助金に係る補助事業のうち、5年度及び6年度の両年にわたり同一所有者の同一地番の森林を伐採する事業について交付申請を受け、5年10月18日付けで200,000円、6年4月11日付けで121,000円を交付決定し、交付しているものである。

本件補助金交付要綱第2条によれば、前年度において補助対象となった事業に係る被害のおそれのある住宅等及び隣接する住宅等について申請があった場合は、補助対象としないとされていることや、本件補助金が森林環境譲与税を財源としており、限られた予算の中でより多くの市民に制度を活用してもらおう趣旨を鑑みると、結果的に複数年度にわたり申請のあった本件補助事業を対象とすることは適切とは認められない。

このような事態が発生したのは、同交付要綱において、危険木や被害想定住宅、補助対象事業の範囲などの定義が明確ではないこと、補助対象者に対する指導が十分でないことなどによると認められる。

したがって、所管課においては、同交付要綱を見直すなどして補助事業の対象をより明確にするとともに、本件事業を実施する補助対象者に対して交付要綱に定める趣旨、目的などを十分に説明し、補助事業がより適切に執行されるよう指導されたい。

3 施設の使用許可に関する事務手続を適正にしていないもの

中山間地域構造改善センター及び鏡吉原ふれあいの里の使用許可について、事務手続を適正にしていない事態が常態化しており改善を要するものが見受けられた。

本件使用許可申請書を確認したところ、施設の使用料減免を認める特別な理由を明確に記載していないものや使用許可申請書の必要事項が記載されていないものなどが多数見受けられたものである。

施設の使用許可に関する事務手続については、使用許可に係る可否、使用料、減免率などについて適正な判断を行うためにも、施設ごとに定められた条例等に基づき適正に行われるよう、速やかに改善されたい。

- (1) 使用料減免を認める特別の理由を明確に記載していないもの (36件)
- (2) 使用料の減免理由を記載していないもの
- (3) 使用料の減免理由の根拠規定が誤っているもの
- (4) 使用許可申請書の使用料計算基礎欄の日付の記載が誤っているもの
- (5) 使用許可申請書の必要事項が記載されていないもの (使用目的) (使用施設名)
- (6) 使用許可申請書の訂正方法が適切でないもの (12件)

土佐山地域振興課

指摘事項なし

春野地域振興課

1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

集落活動センター仁ノ万葉の里の使用許可及び使用料の減免の決定について、専決権者である課長の決裁を受けずに事務を執行している事態が常態化しており改善を要するものが見受けられた。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。

決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われるよう、速やかに改善されたい。

2 施設の使用許可に関する事務手続を適正にしていないもの

集落活動センター仁ノ万葉の里の使用許可について、事務手続を適正にしていない事態が多数見受けられた。

本件使用許可に係る起案文書について確認したところ、同一の使用許可に係る決裁が重複して行われているものなどが見受けられ、また、使用許可申請書及び使用許可証について確認したところ、必要事項の一部を記載していないものや、記載が適切でないものも多数見受けられたものである。

施設の使用許可に関する事務手続については、使用許可に係る可否、使用料、減免率などについて適正な判断を行うためにも、施設ごとに定められた条例等に基づき適正に行われたい。

- (1) 同一の使用許可に係る決裁が重複して行われているもの
- (2) 使用許可に係る起案文書に別の使用許可に係る許可申請書を誤って添付しているもの
- (3) 使用許可申請書の審査欄に使用料額合計を記載していないもの（3件）
- (4) 使用許可申請書に減免前の使用料を適切に記載していないもの（2件）
- (5) 使用許可申請書に使用人数が記載されていないもの
- (6) 使用許可申請書に使用室名が記載されていないもの
- (7) 使用許可証に使用人数を適切に記載していないもの
- (8) 使用許可証に使用備品を適切に記載していないもの
- (9) 使用許可証に使用日時を適切に記載していないもの
- (10) 2件の使用許可の使用日時が重複しているもの

耕地課

指摘事項なし

市場課

指摘事項なし

都市建設部

都市建設総務課

1 徴収事務の委託契約に関する事務手続を適正にしていないもの

駐車場駐車料金徴収事務の委託契約について、事務手続を適正にしていない事態が見受けられた。

本件は、県庁前地下駐車場等の指定管理者に駐車料金の徴収事務を委託しているもので、仕様書において、徴収した駐車料金は月2回、納付書により市へ払い込むこととしている。また、本件駐車料金は駐車場使用料として収入されており、会計規則第30条第1項に規定する臨時の徴収に係るものに該当することから、調定の日から20日以内の日を納期限と定めて納入義務者である指定管理者に納入の通知をする必要がある。

納入通知書についてみると、納期限を調定日から20日を超えて設定しているものが29件見受けられ、納期限が調定日から最長で45日後となっていたものである。

さらに、令和6年5月分以降の使用料の納入状況についてみると、払込みが「月1回」となっていたり、納期限を超過したりしているものが多数見受けられ、所管課から指定管理者に対して仕様書に基づく適切な払込みを求める指導がなされていなかったものである。

本件使用料については、毎月1,000万円を超える駐車料金が払い込まれており、正当な理由なく、本来の納期に対して納入の遅れを生じさせることは、公金の管理上リスクが高いと考えられる。所管課は適正な納期限を設定した上で、指定管理者による適切な払込みがなされるよう、指導する必要がある。

徴収事務の委託契約については、事務手続を適正に行われたい。

2 歳出予算の流用を伴う予算執行決定を適正にしていないもの

中央公園地下駐車場監視カメラ設備改修工事設計委託業務の実施に当たり、歳出予算の流用確定前に予算執行決定を行っている事態が見受けられた。

本件は、当該委託業務の実施に当たり、12節委託料の歳出予算が不足していたため、14節工事請負費から節間流用を行っているところ、予算流用通知書の流用確定日は令和6年7月8日となっているが、当該委託業務に係る業務仕様書兼委託契約要求決議書の決裁日が同年6月18日となっているものである。

地方自治法第232条の3によれば、支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされており、予算の裏付けがないまま歳出予算を伴う事業の執行決定をすることは適切ではない。

また、予算規則第13条第2項によれば、各所属長は、節間で歳出予算の金額を流用する必要があると認める場合は、財政課長の決裁を受けなければならないとされており、財政課長の決裁を経て初めて流用が確定し、歳出予算の裏付けが得られるため、流用の確定前に予算執行決定を行うことは、適正とは認められない。

歳出予算の流用を伴う予算執行決定については、法令等に基づき適正に行われたい。

3 再委託の承諾に関する事務手続を適正にしていないもの

駐車場の指定管理事務について、再委託の承諾に関する事務手続を適正にしていない事態が見受けられた。

本件再委託については、令和6年3月29日付けで指定管理者から業務名、委託期間、再委託する理由のみ記載された24件の再委託承諾申請書が提出され、同年4月1日付けで当該指定管理者に対して再委託先が未定のまま承諾書を交付している。

駐車場管理運営に関する基本協定書第27条によれば、あらかじめ書面により承諾を得た場合に再委託を行うことができるものとされており、再委託の承諾に当たっては、排除措置対象者が再委託等の対象とならないよう必要な措置を講ずるとともに、合理的理由や相手方の履行能力等を審査する必要がある。再委託先が未定のまま再委託承諾書を交付したり、排除措置対象者かどうかの確認もしないまま再委託の承諾を行ったりすることは適切ではない。

再委託については、承諾に関する事務手続を適正に行われたい。

技術監理課

指摘事項なし

都市計画課

1 契約締結に関する事務手続を適正にしていないもの

令和6年度「屋外広告の日」事業に係る賠償責任保険について、見積依頼書の内容と異なる内容で契約している事態が見受けられた。

本件は、競争見積による随意契約を締結しており、見積依頼書によれば、保険期日は「令和6年9月10日（火）午前0時から午後12時まで（荒天時は、令和6年9月12日（木）同時刻）」としているところ、見積書の保険内容を十分に確認しなかったことから、実際の契約の保険期間は同年9月10日午後1時から同年9月11日午後4時までとなっており、見積依頼書と異なる上、行事の順延に関する特約が付帯されておらず、仮に順延となった場合は補償の対象外となっていたものである。

見積依頼書で示した必要な補償内容を満たしていない契約を締結し、必要とする保険金が支払われないリスクを生じさせることは適切ではない。

保険契約については、契約締結に関する事務手続を適正に行われたい。

市街地整備課

指摘事項なし

建築指導課

指摘事項なし

住宅政策課

1 決裁並びに公印使用に係る審査及び照合を要する事務の執行を適正にしていないもの

例文決裁簿について、専決権者である課長の決裁を受けず、また、公印使用に係る審査及び照合を要する事務の執行を適正にしていない事態が常態化しており改善を要するものが見受けられた。

本件は、現地調査において、家賃（地代）証明書ほか3件に係る例文決裁簿を確認したところ、最長で現地調査日までの約2か月の期間にわたり、所属長の決裁欄及び公印審査欄に押印がなかったり、訂正箇所には訂正印を押印していなかったりするものが見受けられた。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けなければならない、また、公印規則第10条第1項及び第2項によれば、公印を押印しようとする者は、管守者又は取扱責任者、そのどちらも不在の場合はこれらに準ずる者に押印を必要とする文書等を提示した上で、審査及び照合を受けなければならないとされている。

決裁は、職務権限を持つ決裁権者が、起案文書に記載された事案について、市の意思を決定する重要な行為であり、また、公印使用に係る手続は、当該文書を真正なものと認証することを目的とするもののほか、審査、照合等の手続を厳正に行うことにより不適正な事務処理を未然に防止するものであることから、それぞれの手続を軽視した事務が常態化している事態は、適正とは認められない。

決裁並びに公印使用に係る審査及び照合を要する事務については、職務権限等に基づき適正に行われるよう、速やかに改善されたい。

- (1) 専決権者である課長の決裁を受けていないもの（5件）
- (2) 公印使用に係る審査及び照合を受けることなく事務を執行しているもの（8件）
- (3) 例文決裁簿の訂正箇所には訂正印を押印していないもの（4件）

2 交付申請期日を過ぎて申請されているもの

令和5年度地域優良賃貸住宅制度補助金について、交付申請期日を過ぎて申請されている事態が見受けられた。

本件補助金の交付要綱第6条及び交付要領第2条によると、交付申請の期日は4月10日までと規定されているにもかかわらず、交付申請書の申請日をみると5年4月11日となっており、申請の期日より1日超過しているものである。

交付申請については、申請の期日を厳守するよう補助対象者に指導するなど、適正に行われたい。

公共建築課

指摘事項なし

みどり課

1 納期限を超過した都市公園使用料に係る督促状を発していないもの

都市公園使用料について、納期限を超過し完納されていないにもかかわらず、督促状を発していない事態が多数見受けられた。

手数料並びに延滞金条例第5条第1項によれば、使用料を納期限内に完納しない者があるときは、遅くとも納期限後20日以内までに督促状を発しなければならないとされている。

本件使用料については、平成28年度の定期監査において、「徴収事務を適正にしていないもの」や「算定及び審査を適正にしていないもの」が見受けられたため指摘事項としており、監査の結果に基づく措置として所管課において「都市公園使用許可マニュアル」が作成されたにもかかわらず、不適切な事態が多数見受けられることは、会計に関する知識や債権管理に対する認識及び体制が十分でないことによると認められる。

個別の事態は使用料等に影響を与えるものではないが、市の歳入が未納のまま放置されるリスクを減らすためにも、督促状の発行は、同条例に基づき適正に行われたい。

2 補助金の交付決定と同時に概算払の決定をしているもの

令和5年度公益財団法人高知市都市整備公社事業費補助金について、概算払の事務手続を適正にしていない事態が見受けられた。

本件は、事業開始後すぐに概算払により補助金を支払う必要があったとして、交付決定と同時に概算払による支出の意思決定を行っているものである。

補助金は完了払が原則とされている一方、本件補助金交付要綱第9条第1項によれば、市長は、補助事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができることされており、例外として概算払が規定されている。

また、公文書管理規程第9条第1項によれば、意思決定に至る過程並びに同部局の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないとされていることから、概算払については、交付決定後に、補助対象者から提出された概算払請求書に基づき、概算払を必要とする理由、交付時期及び交付額等が適正・適切かどうか慎重かつ十分に審査した上で交付額及び交付時期に係る意思決定を行うなど、その過程を検証することができるようにしておく必要がある。

補助金の概算払については、事務手続を適正に行われたい。

道路管理課

指摘事項なし

道路整備課

指摘事項なし

河川水路課

指摘事項なし

会計管理者 出納課

1 領収証書関係綴の受払いを適正にしていないもの

領収証書関係綴受払簿の残数と実際の在庫数とが一致していない事態が見受けられた。

本件は、領収証書関係綴受払簿の残数に誤りがあったにもかかわらず、在庫の確認手続を適切に行っていなかったため、約半年にわたり受払簿の記載と実際の在庫数とが一致しない状況となっていたものである。

領収証書は、その不正使用を防止するため、領収証書関係綴受払簿の適正な記載と定期的な在庫確認により、厳正に管理し保管する必要がある。

領収証書関係綴の受払いについては、会計規則に基づき適正に行われたい。

上下水道局 企画財務課

指摘事項なし

総務課

指摘事項なし

技術監理課

指摘事項なし

お客さまサービス課

指摘事項なし

管路管理課

1 契約締結に関する事務手続を適正にしていないもの

中万々スクリーン清掃業務及び取水ゲート操作業務の委託契約について、契約締結に関する事務手続を適正にしていない事態が見受けられた。

本件は、予定価格が1件 50 万円を超える委託契約であることから、随意契約の根拠規定を地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号とすべきところ、上下水道事業契約規程で準用する契約規則第30条第6号とし、上下水道局特命随意契約審査会に付議することなく契約を締結しているものである。

上下水道局特命随意契約審査会規程第2条第1項によれば、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号を適用し、特命随意契約により契約を締結しようとするものは、上下水道局特命随意契約審査会が審査を行うものとされている。

契約締結に関する事務手続については、同規程に基づき適正に行われたい。

2 契約に関する事務手続を適正にしていないもの

スクリーン清掃業務及び取水ゲート操作業務の委託契約について、契約に関する事務手続を適正にしていない事態が見受けられた。

契約とは、一定の法律効果の発生を目的として、複数の当事者が互いに相対する意思表示を行い、それが合致することによって成立する行為であることから、その合意内容である契約書については、契約を履行する上で必要な事項に関し、具体的かつ明確な内容を備えたものを作成しなければならないとされている。

また、本件業務の仕様書で定めた業務実施報告書の作成は委託業務の一部であり、履行確認の根拠となるものであることから、受託者に適切な記載を求める必要がある。

契約に関する事務手続については、内容の確認を確実に行うなど、適正に行われたい。

- (1) 契約書に業務の実施場所を適切に記載していないもの
- (2) 契約書に添付の位置図に業務の実施内容及び実施場所を適切に記載していないもの
- (3) 業務実施報告書に業務の実施内容が適切に記載されていないもの

水道整備課

1 旅費の算定を適正にしていないもの

職員の講習会受講に係る旅費について、車賃の算定を誤っている事態が見受けられた。

本件旅費のうち車賃についてみると、高速バス利用区間（高知駅バスターミナル～松山市駅）の往復料金7,200円、伊予鉄道利用区間（松山市駅～目的地）の往復400円（片道200円）であり、計7,600円とすべきところ、「(往復運賃及び伊予鉄道) 7,400円」と算定しており、旅費の支給が200円過少となっていた。

旅費の算定については、上下水道企業職員等旅費規程等に基づき適正に行われたい。

浄水課

指摘事項なし

下水道整備課

1 契約に関する事務手続を適正にしていないもの

特命随意契約である軽自動車バンの賃貸借契約について、契約に関する事務手続を適正にしていない事態が多数見受けられた。

契約に関する事務手続については、契約規則、随意契約ガイドライン等に基づき適正に行われたい。

- (1) 再リース契約に当たり、価格の有利性について検証していないもの
- (2) 業者選定理由書に特定の1者と随意契約する理由を記載していないもの
- (3) 参考見積書を流用できると誤認し、契約に必要な見積書を徴していないもの
- (4) 予算執行決定に係る起案紙に意思決定に係る文言を記載していないもの
- (5) 契約書に契約保証金の免除に係る契約規則の適用条項を適切に記載していないもの

下水道施設管理課

指摘事項なし

教育委員会事務局・教育機関 教育政策課

1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

学校給食備品の修理，購入に当たり，決裁権者である所属長の決裁を受けることなく発注している事態が見受けられた。

本件7件の市民等要望処理表を確認したところ，「高知市事務事業執行管理取扱方針」に記載の様式例とは異なる独自様式の学校給食備品修理・購入連絡票を使用しており，当該様式には報告に対する決裁欄は設けられているものの，緊急対応の要否を記載する欄や発注決裁欄がないものとなっており，このうち6件については，決裁権者である所属長の決裁を受けることなく，特命随意契約により契約を締結していたものである。

このような事態が見受けられることは，市民等要望処理表の独自様式が修理等の実施や見積徴収の意思決定を適切に行うことのできないものとなっていたと認められる。

決裁を要する事務については，職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに，必要に応じて合議しなければならないとされている。

決裁を要する事務については，職務権限等に基づき適正に行われたい。

学校教育課

指摘事項なし

学校環境整備課

1 学校における備品の処分手続を適切に周知していないもの

備品の更新に際し、旧備品の処分手続を適切に周知していない事態が見受けられた。

本件は、小中学校等に設置していた自動体外式除細動器（以下「AED」という。）が、耐用年数を経過したことから、教育委員会事務局でまとめて調達し、リース品に更新したものであるが、このうち14台（14校）について物品会計規則に定める手順を経ることなく処分しているものである。

また、上記14台についてみると、備品整理標識が保管箱に貼付されていたなどのため、リース品であるにもかかわらず、備品台帳に登録されたままの状態になっており、毎会計年度実施している物品検査の対象とされていた。

多数の学校で同様の事態が見受けられたことは、各学校における備品管理に対する認識不足や、リース品への更新時に所管課から各学校へ旧AEDの処分手続について周知が徹底されていないことなどによるものと認められる。

同規則第44条第2項によれば、物品管理者は、使用の必要がないもの又は使用することができないものがあるときは、物品所管換伺書により決定し、会計管理者に返納しなければならないとされている。

学校における備品の処分手続については、同規則に基づき適正に行われるよう周知徹底されたい。

青少年・事務管理課

1 歳出予算の流用を伴う予算執行決定を適正にしていないもの

職員の出張に係る旅費の支出に当たり、歳出予算の流用確定前に予算執行決定を行っている事態が見受けられた。

本件旅費2件の支出については、各事業費における8節旅費の歳出予算が不足していたためそれぞれ節間流用を行っているところ、予算流用通知書の流用確定日を見ると、支出の原因となる旅行命令の決裁日よりも後となっているものである。

地方自治法第232条の3によれば、支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされており、予算の裏付けがないまま歳出予算を伴う事業の執行決定をすることは適切ではない。

また、予算規則第13条第2項によれば、各所属長は、節間で歳出予算の金額を流用する必要があると認める場合は、財政課長の決裁を受けなければならぬとされており、財政課長の決裁を経て初めて流用が確定し、歳出予算の裏付けが得られるため、流用の確定前に予算執行決定を行うことは、適正とは認められない。

歳出予算の流用を伴う予算執行決定については、法令等に基づき適正に行われたい。

(1) ジュニアリーダーズスクール2024引率旅費

（流用確定日：令和6年5月20日、旅行命令決裁日：同年4月25日）

(2) 令和6年度北見市青少年国内研修受入に係る引率者の旅費

（流用確定日：令和6年9月5日、旅行命令決裁日：同年8月5日）

2 補助金の交付決定前に補助対象事業が開始されているもの

令和5年度の鏡川水泳補導所運営協議会補助金と子ども会安全会補助金について、補助金の交付決定前に補助対象事業が開始されている事態が見受けられた。

本件補助金の交付決定に際し、それぞれの起案紙に「(総)会の日程の都合上、事業開始後の交付申請及び交付決定となるが、令和5年4月1日から効力を生じるものとする」とただし書きを記載し、意思決定を行っていた。

しかし、補助金の交付は申請主義であり、原則として交付決定前の着手は認められていない。

補助金の交付申請に当たっては、補助対象事業の開始までに交付決定を行うなど、適正に行われたい。

人権・こども支援課

1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

令和6年4月から8月に実施した所管施設の修繕等5件について、市民等要望処理表等の作成を失念しており、決裁権者である課長の決裁を受けることなく発注している事態が見受けられた。

「高知市事務事業執行管理取扱方針」によれば、市民等の要望による修繕、役務の執行については、過去の不正事例からの改善策として、市民等要望処理表を作成し、事前決裁の徹底、チェック体制の確立を図ることとされている。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。

決裁を要する事務については、職務権限等に基づき適正に行われたい。

図書館・科学館課

指摘事項なし

教育研究所

1 契約締結に関する事務手続を適正にしていないもの

あったか体験学習事業に係る賠償責任保険について、見積依頼書の内容と異なる内容で契約している事態が見受けられた。

本件は、競争見積による随意契約を締結しており、見積依頼書によれば、あったか体験学習の参加者に対する賠償責任保険の補償金額は1人当たり1億円としているところ、見積書の保険内容を十分に確認しなかったことから、1人当たり3,000万円として加入しているものである。

見積依頼書で示した必要な補償内容を満たしていない契約を締結し、必要とする保険金が支払われないリスクを生じさせることは適切ではない。

保険契約については、契約締結に関する事務手続を適正に行われたい。

少年補導センター

指摘事項なし

商業高等学校

1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

修繕等の実施に当たり、決裁権者である事務長の決裁を受けることなく発注している事態が見受けられた。

市民等要望処理表を確認したところ、「高知市事務事業執行管理取扱方針（以下「取扱方針」という。）」に記載の様式例とは異なる独自様式の要望処理表を使用しており、うち2件の役務契約については、独自様式中の「下記のとおり緊急対応のため業者に発注したことを報告します。」という文言を選択しており、決裁権者である所属長の決裁を受けることなく、特命随意契約により契約を締結していたものである。

このような事態が見受けられることは、市民等要望処理表の独自様式が、緊急対応の場合に事後報告を行うことを選択できるものとなっていたことなどによると認められる。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。

決裁を要する事務については、職務権限等に基づき適正に行われたい。

2 事務手続上の誤りが常態化しており改善を要するもの

修繕等に係る支出について、事務手続上の誤りが常態化しており改善を要するものが見受けられた。

本件は、令和6年4月から監査実施時点までに市民等要望処理表で意思決定を行った修繕等16件について、財務会計システムの支出負担行為書等に登録すべき市民等要望処理表を登録していない事態が常態化しているものである。

庶務・会計実務研修資料によれば、支出命令時に回付が必要な添付文書・関連文書として、意思決定や契約締結に係る起案文書一式を関連文書に登録することとされており、また、支払に係る意思決定等を紙決裁した場合には、支出負担行為書の添付文書として登録することとされている。

事務手続上の誤りが常態化しているものについては、速やかに改善されたい。

3 契約の競争性を確保すべきもの

市民等要望処理表により処理した修繕等14件について、契約の競争性を確保することなく特命随意契約により契約を締結している事態が見受けられた。

取扱方針によると、市民の生命、財産等に多大な危険や影響を及ぼすおそれのある「緊急を要する場合」を除き、見積書の依頼・徴収については、2者以上とするとされている。

本件14件の修繕等については、市民等要望処理表において緊急対応とした記載等はなく、修繕等の内容や発注手続からも、取扱方針で示す「緊急を要する場合」に当たるとは認められない。

また、そのうち7件については、業者選定理由書の添付があったものの、特定の1者でなければならない理由として「過去に実績がある業者で早急な対応が可能であること」などを記載しているものの、随意契約ガイドラインによれば、実績がある者が他にいないことや実績が豊富であることのみをもって特定の1者でなければ履行できない理由にはならないとされており、実際に他の漏水調査や漏水修繕について別の業者に依頼した事例があったことから競争は可能であったと見受けられる。

市民等要望処理表により処理する修繕等については、特定の者と安易に特命随意契約により契約を締結することなく、他者の実施可能性を十分検証するなどして、競争性を確保されたい。

4 旅費の算定を適正にしていないもの

職員に対し支給する旅費について、算定を適正にしていない事態が見受けられた。

旅費の算定については、職員等旅費条例等に基づき適正に行われたい。

- (1) 第36回全国高等学校情報処理競技大会生徒引率に係る職員1名の旅費について、日当の算定を誤っているもの

本件は、旅程の最終日（3日目）の日当を2,200円とすべきところ、誤って半日当1,100円として算定したことから、旅費の支給が1,100円過少となっている。

- (2) 第43回リーダー研修生徒引率に係る職員7名の旅費について、日当及び宿泊料の算定を誤っているもの

本件は、旅程の2日目の日当について、合宿施設における日当の額750円に、別途実費負担すべき昼食代700円を加算すべきところ、加算せずに算定し、また、3日目の朝食代590円について、2日目の宿泊料の算定（素泊料、夕・朝食代）に含まれているにもかかわらず、3日目の宿泊料（朝食代）として重複して算定している。この2件の誤算定により、旅費の支給が一人当たり110円、合計で770円過少となっている。

江ノ口小学校

指摘事項なし

江陽小学校

指摘事項なし

一ツ橋小学校

指摘事項なし

小高坂小学校

指摘事項なし

秦小学校

指摘事項なし

初月小学校

指摘事項なし

久重小学校

指摘事項なし

泉野小学校

指摘事項なし

城北中学校

指摘事項なし

愛宕中学校

指摘事項なし

城東中学校

指摘事項なし

義務教育学校土佐山学舎

指摘事項なし

公平委員会事務局

指摘事項なし

選挙管理委員会事務局

指摘事項なし

農業委員会事務局

指摘事項なし

固定資産評価審査委員会事務局

指摘事項なし

